

被災地等災害ボランティア活動者支援事業

1 目的

北名古屋市社会福祉協議会は、地域防災の担い手の育成支援及び災害救助法が適用された市町村の被災地で活動する個人ボランティアを支援することを目的として、被災地の情報提供や助成金の交付を行います。

2 助成金交付対象者(次の条件をすべてを満たす者)

- (1) 北名古屋市に在住または在勤、在学している18歳以上の者
- (2) ボランティア活動保険に加入している者
- (3) 他の助成機関や就業先から助成を受けていない者
- (4) 災害ボランティアセンター協力員に登録している者

※ 被災地の情報提供や北名古屋市の災害ボランティアセンター設置・運営訓練への協力依頼をさせていただきます。

3 助成対象経費

- (1) 公共交通機関に係る費用
被災地への往復及び被災地内での交通費
- (2) 自動車に係る費用
燃料としてのガソリン代及び電気代。レンタカーのレンタル料金など。

※ 事故等の修繕費は対象外とします。

- (3) 宿泊に係る費用
宿泊代金
- (4) 参加に係る費用
他市町社会福祉協議会やNPO等が企画する災害ボランティアバスの参加費

4 助成金の交付について

- (1) 上限金額
活動日（移動日を含む）1日あたり5,000円が上限となります。
複数の活動を合算することができ、1年度あたりに30,000円が上限となります。

- (2) 申請金額
助成対象経費の合計のうち2分の1が対象です。（千円未満切捨て）

※ 対象となる経費の領収書の原本が必要となります。

5 申請から決定の流れ

- (1) 活動する前日までに来所していただき、書類の配布・説明を行います。
- (2) 被災地におけるボランティア活動が終了した日の年度末までに申請してください。
- (3) 申請に基づき、審査の上助成金の交付の可否を決定し、その旨を通知します。
- (4) 助成金対象となった者は、通知を受けた後に助成金請求書を提出してください。
- (5) 請求書が提出されたのち、速やかに助成金を口座振込により支払います。